旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年５月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社エムエスアイエデュケーション　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5078号　④株式会社エムエスアイエデュケーション　東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目２番８号　代表取締役　沖中すみれ　⑤本社営業所　東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目２番８号林ビル３階　⑥平成13年10月30日　⑧平成26年４月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目２番８号　株式会社エムエスアイエデュケーション　代表取締役　沖中すみれ

Ｂ　①シチズンプラザ株式会社　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3544号　④シチズンプラザ株式会社　東京都新宿区高田馬場四丁目29番27号　代表取締役　宮﨑亮一　⑤本社営業所　東京都新宿区高田馬場四丁目29番27号　⑥平成８年３月14日　⑧平成26年３月14日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区高田馬場四丁目29番27号　シチズンプラザ株式会社　代表取締役　宮﨑亮一

Ｂ　①株式会社サイマップ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5672号　④株式会社サイマップ　東京都新宿区四谷四丁目13番地31　代表取締役　山本修司　⑤本店営業所　東京都新宿区四谷四丁目13番地31　⑥平成17年10月14日　⑧平成26年３月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区西池袋１丁目17―10エキニア池袋６階城北法律事務所　破産者株式会社サイマップ破産管財人　弁護士　小沢年樹

Ｂ　①トキワトラベル　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―437号　④樋渡美香　静岡県伊東市吉田552パークハイムＢ―102　⑤トキワトラベル　静岡県伊東市吉田552パークハイムＢ―102　⑥平成11年３月５日　⑧平成26年３月５日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県伊東市吉田552パークハイムＢ―102　トキワトラベル　樋渡美香

Ｂ　①名南交通社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―380号　④岩本洋子　名古屋市名東区牧の原三丁目306番地　⑤本社営業所　名古屋市中川区柳堀町12―16　⑥昭和50年３月28日　⑧平成26年３月27日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫岩本洋子　名古屋市名東区牧の原三丁目306番地

Ｃ　①オフィスBe―a　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―533号　④株式会社オフィスBe―a　京都市中京区東洞院通蛸薬師下ル元竹田町631―３　代表取締役　岡田彩　⑤本社　京都市中京区東洞院通蛸薬師下ル元竹田町631―３　⑥平成17年４月７日　⑨平成26年３月27日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都市中京区東洞院通蛸薬師下ル元竹田町631番地３　株式会社オフィスBe―a　代表取締役　岡田彩

Ｂ　①有限会社ルルブルツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1566号　④有限会社ルルブルツーリスト　大阪市北区天満４丁目15―12　代表取締役　長井壯一郎　⑤有限会社ルルブルツーリスト　大阪市北区天満４丁目15―12姫野ビル601　⑥平成５年３月31日　⑧平成26年３月31日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区天神橋２丁目２―８大阪屋南森町ビル　有限会社ルルブルツーリスト　代表取締役　中川健次

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年５月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①観光みどり会　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―303号　④大坂豊子　川崎市川崎区昭和１丁目１番９号　⑤本社営業所　川崎市川崎区昭和１丁目１番９号　⑥昭和47年９月21日　⑦平成26年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①橘観光　②第２種旅行業　③和歌山県知事登録旅行業第２―213号　④岩田紀子　有田市新堂48番地１　⑤本社営業所　有田市新堂48番地１　⑥平成８年６月24日　⑦平成26年３月31日　⑧220万円　⑨1100万円